

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	令和5年度高山市物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、令和5年度高山市物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを意識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

高山市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度高山市物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯7万円をッシュ型で支給する。</p> <p>【給付の対象となる世帯】</p> <p>①住民税非課税世帯 基準日(令和5年12月1日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②家計急変世帯 基準日(令和5年12月1日)において本市に住民登録があり、令和5年1月から令和6年5月までの間に家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。 ※①、②ともに住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯、令和5年1月2日以降に海外から転入した者を含む世帯、租税条約の適用を受ける方を含む世帯を除く。</p>
③システムの名称	臨時給付金システム、口座システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
令和5年度高山市物価高騰対応重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市市民福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市市民福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の121の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉課	市民福祉部福祉課	事後	組織改正に伴う修正
令和6年9月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	高山市福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333	高山市市民福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333	事後	組織改正に伴う修正
令和6年9月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高山市福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333	高山市市民福祉部福祉課援護係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話0577-32-3333	事後	組織改正に伴う修正
令和6年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	
令和6年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明